

## 前回定例会（令和4年6月2日）以降の資源エネルギー庁の動き

令和4年7月6日  
資源エネルギー庁  
柏崎刈羽地域担当官事務所

### 1. エネルギー政策全般

○「令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書）」が閣議決定されました【6月7日】

エネルギーに関する年次報告は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第11条に基づき、政府がエネルギーの需給に関して講じた施策の概況について国会に提出する報告書です。6月7日、令和3年度報告書が閣議決定されました。

（参考）令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2022）  
(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/>)

○2022年度の電力需給に関する総合対策を決定しました【6月7日】

2022年度夏季及び冬季の電力需給が厳しい状況にあることを踏まえ、政府は電力需給に関する検討会合を開催し、「2022年度の電力需給に関する総合対策」を決定しました。経済産業省からは萩生田経済産業大臣が出席し、2022年度の電力需給の見通しと対策について説明しました。

電力需給に関する検討会合は、2011年の東日本大震災後に生じた電力供給不足に際し、政府としての対応を総合的かつ強力に推進するために設置されたものです。今回は、足元の電力需給の厳しさを受けて、5年ぶりに開催されました。

本会合において、政府として、足下の電力需給が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、電力需給の安定に万全を期すべく、2022年度の電力需給に関する総合的な対策を決定しました。

○「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました【6月10日】

国内外のエネルギーを巡る情勢変化により、足下の電力需給は極めて厳しい状況にあることを踏まえ、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障が生じることがないように、電力需給の安定に万全を期すべく、6月7日に「2022年度の電力需給に関する総合対策」が決定されました。

これを受け、家庭・産業界等の需要側での対応を着実に進めていただけるよう、電力需給に関する検討会合実務者会議と省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を合同で開催し、「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しま

した。

この決定に基づき、各方面に省エネルギー・節電の取組を呼びかけるとともに、各種コンテンツを用いて省エネ・節電についての周知等を行うことにより、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとしています。

また、政府自らも率先して、冷房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践します。

(参考)「夏季の省エネルギーの取組について」

(<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220610002/20220610002-1.pdf>)

○我が国の石油・天然ガスの自主開発比率(令和3年度)を公表します【6月28日】

令和3年度の我が国の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度比-0.5%の40.1%となりました。

石油・天然ガスの自主開発比率は、石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合と定義されます。

石油・天然ガスの大宗を海外からの輸入に頼る我が国にとって、安定的な資源・エネルギー供給の確保は必要不可欠です。そのため、第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)において、国産を含む石油・天然ガスの自主開発比率を、2030年度に50%以上、2040年度に60%以上に引き上げることを目指すこととしています。

令和3年度の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度と比べ0.5%減少しました。これは、新型コロナウイルスからの需要回復に伴い原油輸入量が増加した一方で、我が国企業による石油・天然ガスの引取量が同量であったことによるものと考えられます。

○東京電力管内の電力需給ひっ迫注意報【6月27日、28日、29日】

○東京電力管内の電力需給ひっ迫注意報の解除【6月30日】

○エネ庁ホームページ<スペシャルコンテンツ>

(1)今こそ知りたい!日本のエネルギー事情―「エネルギー白書2022」【6月7日公開】

(2)「復興と廃炉」に向けて進む、処理水の安全・安心な処分④～IAEAがALPS処理水の安全性を確認【6月17日公開】

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/>

(当事務所でも紙媒体で配布しています)

●資源エネルギー庁メールマガジン（配信登録）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/mailmagazine/>

●統計ポータルサイト（エネルギーに関する分析用データ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/analysis/>

2. 電気事業関連

○第4回福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議【6月3日】

第4回は将来像の実現に向けた基本方針と取組（案）について報告、意見交換が行われました。

○福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議 取りまとめ【6月10日】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/fukui\\_kyosokaigi/pdf/20220610\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/fukui_kyosokaigi/pdf/20220610_1.pdf)

○第7回地層処分研究開発調整会議【6月6日】

第7回は（1）地層処分研究開発に関する次期全体計画の策定について、（2）研究開発の現状について報告、意見交換が行われました。

○第66回電力・ガス基本政策小委員会／制度検討作業部会（書面審議）【6月8日】

第7次中間とりまとめ（案）について書面審議が行われました。

○第2回海外メタネーション事業実現タスクフォース【6月8日】

第2回は海外メタネーションの論点について報告、議論が行われました。

○第6回卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会【6月20日】

「卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方に関する勉強会」取りまとめ（案）について報告、議論が行われました。

○第67回電力・ガス基本政策小委員会／制度検討作業部会【6月22日】

第67回は、（1）ベースロード市場について、（2）容量市場について、（3）電源投資の確保について、（4）非化石価値取引市場について報告、議論が行われました。

○節電・DR促進研究会【6月24日】

今夏・今冬の需給・市場の見通しについて、需給ひっ迫等を見据えたリスク管理手法について報告、議論が行われました。

○第28回原子力小委員会【6月30日】

第28回は、地域との共生と国民理解の促進について報告、議論が行われました。

資料3 地域との共生と国民理解の促進（事務局資料）

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/genshiryoku/pdf/028\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/pdf/028_03_00.pdf))

○第51回電力・ガス基本政策小委員会【6月30日】

第51回は、(1) 電力・ガスの需給について、(2) 今後の小売政策について、(3) 今後の電力システムの主な課題について報告、議論が行われました。

○第3回原子力小委員会／革新炉ワーキンググループ【7月1日】

第3回は、革新炉開発における課題について報告、議論が行われました。

資料3 エネルギーを巡る社会動向を踏まえた革新炉開発の課題（事務局提出資料）

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/genshiryoku/kakushinro\\_wg/pdf/003\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/kakushinro_wg/pdf/003_03_00.pdf))

3. 新エネ・省エネ関連

○第4回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会【6月6日】

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するヒアリング等が行われました。

○第42回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会【6月7日】

第42回は、(1) 再エネの大量導入に向けて、(2) 電力ネットワークの次世代化について報告、議論が行われました。

○第1回省エネルギー小委員会／工場等判断基準WG【6月8日】

第1回は、改正省エネ法の具体論等について報告、議論が行われました。

○第16回バイオマス持続可能性ワーキンググループ【6月16日】

第16回は、(1) 持続可能性基準について、(2) ライフサイクルGHGについて報告、議論が行われました。

○建築材料等判断基準WG 窓の性能表示制度に関するとりまとめ【6月20日】

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kenchiku\\_zairyo/pdf/20220620\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kenchiku_zairyo/pdf/20220620_1.pdf))

○第14回総合資源エネルギー調査会 洋上風力促進ワーキンググループ/交通政策審議会 洋上風力促進小委員会 合同会議【6月23日】

第14回は、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について議論が行われました。

○第5回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会【6月27日】

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するこれまでの議論の整理等が行われました。

○第16回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等WG及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会合同会議【6月29日】

第16回は、(1) 分譲マンションの住宅トップランナー基準について、(2) 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて、(3) 共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて、(4) 住宅の誘導基準の水準の仕様基準(誘導仕様基準)の新設について報告、議論が行われました。

●経済産業省 新型コロナウイルス関連支援策(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

(以上)



## 地域の会 質問・意見書 に対する回答

2022年 7月 6日

資源エネルギー庁

### 宮崎孝司委員のご質問に対して

#### 質問1.について

5月の質問は、エネルギー基本計画で日本が保有するプルトニウム46トンをどのように削減するかというものでした。回答では、MOX燃料で年間6.6トン削減、再処理により年間6.6トン回収されるとありました。プルトニウム削減は「再処理等拠出金法」により管理と利用を行うとありました。この回答では、理解できません。再度教えてください。

(1)「再処理等拠出金法」には、どのように削減する仕組みが示されているのですか。

<答>

再処理等拠出金法は、国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う仕組みです。同法に基づき、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ使用済燃料の再処理が実施されるよう、使用済燃料再処理機構が具体的な使用済燃料の再処理等の計画を策定し、経済産業大臣が毎年認可を行っています。また、日本原燃は、使用済燃料再処理機構が策定する計画に基づいて、使用済燃料の再処理を行うこととなります。

なお、前回お答えしたとおり、電気事業連合会によると、六ヶ所再処理工場において最大処理能力である800トンUの使用済燃料を再処理した場合に回収されるプルトニウムは、約6.6トンとなる見通しと承知しています。また、電気事業連合会によると、2030年度までに、少なくとも12基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しており、2030年度の年間のプルトニウム利用量は約6.6トンとなる見通しであると承知しています。さらに、原子力事業者は、地元理解を前提に、稼働する全ての原子力発電所を対象に一基でも多くの原子力発電所でプルサーマルが導入できるよう検討を進めることとしており、2030年度以降もプルサーマルを実施する原子力発電所がさらに増加することによって、6.6トンを超えるプルトニウムの消費が想定されます。

(2) 46トンのプルトニウムはMOX燃料により削減しても7年かかる計算です。7年間、再処理しないという計画ですか。

<答>

(1)でお答えしたとおり、再処理等拠出金法に基づき、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ使用済燃料の再処理が実施されるよう、使用済燃料再処理機構が具体的な使用済燃料の再処理等の計画を策定し、経済産業大臣が毎年認可を行っています。したがって、再処理については、同法に基づいて計画的に行っていくこととなります。



## 質問 2. について

乾式貯蔵の場合の貯蔵量と期間は決まっていますか、と質問しました。回答は、貯蔵量も期間も示さず、貯蔵状況により搬出するとありました。いったいどんな「貯蔵状況」を想定しているのですか。永久に貯蔵することもあるということですか。

<答>

伊方原子力発電所、玄海発電所の乾式貯蔵施設における貯蔵量については、前回お答えしたとおり、伊方発電所で約 1200 体規模、玄海発電所で約 960 体規模と承知しています。

乾式貯蔵施設は、使用済燃料を再処理工場等に搬出するまでの間、一時的に貯蔵するための施設であり、永久的に貯蔵するものではありません。

更なる詳細については、四国電力及び九州電力の個社の事業に関する事項となりますので、資源エネルギー庁からの答えは控えさせていただきます。

## 質問 3. について

太陽光発電の抑制はどのように処理されているのかお聞きしました。回答してもらえませんでした。再度お聞きします。発電量が需要量を上回る場合、余剰の電気はどこにも使われないわけですから、電気を捨てるということです。

(1) 「電気を捨てる」とは、どのようにするのですか。

<答>

太陽光パネルで発電した電気は、パワーコンディショナー（PCS）によって、直流から交流に変換するなど、電力網に適切に送電するための制御が行われています。

エリア全体で発電電力量が電力需要を上回る場合、エリア全体の需給バランスを維持するため、この PCS を制御し、送る電力量を制限することがあります。

(2) 「捨てられた電気」は、太陽光発電だけではなく、バイオマス、風力発電でもあると聞きました。年間どれくらい「捨てられる」のですか。ここ数年間のデータを教えてください。

<答>

新潟県を含む東北エリアにおいては、2022 年度より初めて出力制御が発生し、太陽光・風力事業者については、本年度は年間 0.33%程度となる見込みです。バイオマスについては、技術的に困難な地域資源バイオは出力制御の対象外としつつ、専燃バイオは最低出力まで下げることとしております。

(3) エネルギー基本計画には、「捨てられる電気」の対策があるのでしょうか。

<答>

エネルギー基本計画において、出力制御量を最大限低減するため、連系線の増強等による地域間の融通やデジタル技術を活用した出力制御の高度化などを推進する等の対策について、記載しております。